主 文

本件上告を棄却する。

理 由

被告人本人の上告趣意は、事実誤認、単なる法令違反、量刑不当の主張であつて、 刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。

弁護人安藤嘉範の上告趣意は、違憲をいうが、原判決が、当裁判所昭和二六年八月一日大法廷判決(刑集五巻九号一七〇九頁)及び同二四年一二月二一日大法廷判決(刑集三巻一二号二〇六二頁)を引用して、盗犯等の防止及び処分に関する法律三条、二条が、憲法一四条、三九条に違反しないとした判断は正当であるから、所論は理由がない。

よつて、刑訴法四〇八条、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり判決する。

昭和五四年一〇月二六日

最高裁判所第二小法廷

慶		宜	野	鹽	裁判長裁判官
郎	_	喜	塚	大	裁判官
夫		_	本	栗	裁判官
良		忠	下	木	裁判官
頍		重	本	塚	裁判官